

e-NEXI

2016 年 11 月号

▶特集

インドネシア／Java2 ガス複合火力発電所プロジェクト

-政府保証のない PLN 向け保険引受(バイクレ).....1

▶カントリーレビュー

管理フロント制導入後も外貨資金繰りに苦しむナイジェリアー改善しない決済環境.....3

▶NEXI ニュース

10 月、11 月の制度改正について.....8

2016 年度日独・日仏二国間協議開催報告.....10

発行元

発行・編集 独立行政法人日本貿易保険(NEXI)

企画室

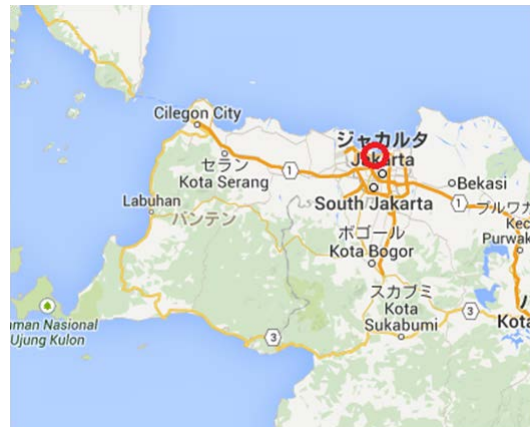
インドネシア/Jawa2 ガス複合火力発電所プロジェクト

- 政府保証のない PLN 向け保険引受 (バイクレ) -

NEXI は、インドネシア国営電力会社 PT. PLN (Persero) (以下「PLN」) がインドネシアジャワ島 首都ジャカルタ中心部から北東約 10km に位置する港湾都市タンジュンプリオク (Tanjung Priok) 発電所敷地内にガス複合火力発電所 (800MW) を建設するプロジェクトへの貿易代金貸付保険の引受を決定いたしました。本件は、本年 3 月引受済みのインドネシア/ロンタール超々臨界圧石炭火力発電所プロジェクトに続き、インドネシア政府保証のない PLN 向け債権に対する保険引受となります。

1. プロジェクト概要

本件は、三菱商事株式会社がインドネシア PT. Wasa Mitra Engineering と共同で EPC 契約を受注し、三菱日立パワーシステムズ株式会社製のガスタービン・蒸気タービン・ボイラー、三菱電機の発電機を含むガス複合火力発電設備一式を PLN に納入、2018 年の運転開始を目指します。この購入資金について株式会社国際協力銀行 (JBIC)、株式会社三菱東京 UFJ 銀行、株式会社みずほ銀行及び



(NEXI 作成)

オーストラリア・ニュージーランド銀行が融資を行い、NEXI はこのうち市中行 3 行の貿易代金貸付債権 (約 148 億円相当¹⁾) に対し保険を引き受けます。

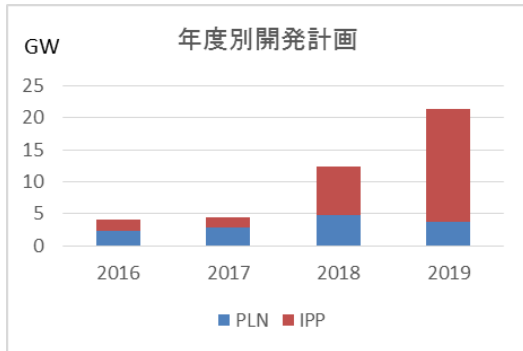
2. インドネシアの電力事情

インドネシアは、経済成長に伴い急増する電力需要に対応するためジョコ・ウィドド大統領政権のもと、2015 年 1 月、「電源開発計画 2015-2024 (RUPTL)²⁾」を策定、2024 年までに 38.5GW の新規電源開発を行うこと、うち 2015 年から 2019 年までの 4 年間に 35GW を開発する計画を推進しています (現在建設中のものを含めると 42GW を開発)。2016-2025 の新規電源開発計画では、新規電源のうち PLN が開発するものは 33%、IPP

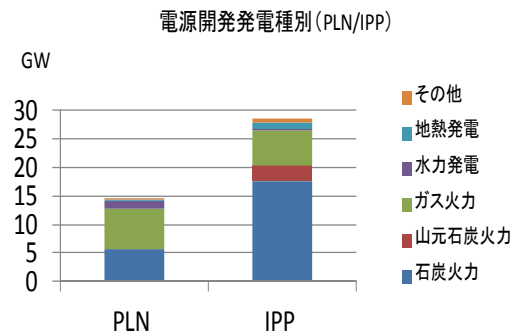
¹ 127 億円+18 百万米ドル相当の合計

² インドネシア語で Rencana Umum Penyediaan Tenaga Listrik の略で、電源開発計画の意。電源開発計画は今後 10 年の開発計画を示す。毎年見直しがなされ、前年までの進捗状況を勘案し、更新される。現在は 2016-2025 の 10 年間の開発計画が提示されている。

は 67%を占める予定となっています（グラフ参照）³。発電タイプ別では石炭火力の割合は 59%（山元発電含む）、ガス火力（LNG 含む）は 29%を占める計画です。



（出典：PLN 電源開発計画(2016-2025)、2019年までの新規電源開発計画をグラフ化）



（出典：PLN 電源開発計画(2016-2025)、左図新規電源計画の発電タイプ別内訳）

3. 企業の事業機会拡大可能性

石炭火力発電は OECD ガイドライン新石炭火力セクター了解が 2017 年 1 月より適用開始となり、世界的に一層の高効率化が求められる時代となる中、本邦企業は燃焼技術及び発電技術において高い技術力を有しており、ボイラー、蒸気タービン、発電機等で本邦機器の輸出促進に繋がる機会の獲得が期待されます。また、インドネシアは地熱埋蔵量がアメリカに次ぐ世界第 2 位であり、現在進行中の地熱 IPP を始め、今後新規の開発が増えると予想され、本邦企業には蒸気タービンや発電機などの機器輸出の可能性が広がっています。

同計画の一つに位置付けられる本件において、NEXI が本邦機器の輸出をファイナンス面より支援することにより、今後の本邦企業の同国における事業機会の拡大、ひいては国際競争力の維持・向上につながることを期待されます。

NEXI は、今後とも日本の輸出信用機関として本邦企業による輸出を積極的に支援していく方針です。

³ IPP 比率をさらに高める可能性有。

《カントリーレビュー》

管理フロート制導入後も外貨資金繰りに苦しむナイジェリアー改善しない決済環境⁴

ナイジェリアは2015年の人口が1億8,220万人とアフリカ大陸最大の⁵人口を擁しており、成長が見込める市場として、本邦企業の関心が高まっている。2015年時点で434億円を記録した対日輸入金額は同国内における中間層の台頭も相まって、自動車や一般機械をメインに今後増加していくと見込まれる。しかしながら、有望な市場であるものの、深刻なドル不足により、本邦企業のビジネスに障害が生じる恐れがある。本レビューではドル不足の背景と現在の決済環境について、概観する。

〈Point of View〉

- ・2013年以降のドル売り介入と、油価低迷により、ナイジェリアの外貨準備高は減少している。
- ・2015年2月、外貨準備高の急減を受けて、固定相場制と外貨管理制が導入された。同制度の導入により、銀行間市場で取引される外貨の量が減少し、決済環境の悪化を招くこととなった。
- ・2016年6月の管理フロート制の導入によって、外貨準備高の増加と決済環境の改善が期待されたが、状況は同制度の導入以前と変わらず、改善には至っていない。

1. 同国の概要

ナイジェリアはギニア湾に面した西部アフリカ諸国のひとつであり、ベナン、ニジェール、チャド、カメルーンに隣接している。1960年の独立後、軍政と共和制が繰り返されてきたが、民政移管後の大統領選挙(1999年5月)でPDP(People's Democratic Party)所属のオバサンジョ氏(1999年5月～2007年4月)が当選して以降、ヤラドゥア大統領(2007年4月～2010年5月)、ジョナサン大統領(2010年5月～2015年3月)とPDP出身者が大統領を歴任した。しかし2015年3月の大統領選挙では野党APC(All Progressive Congress)所属のブハリ氏が勝利を収め、政権交代が実現した。この政権交代では特段の混乱も生じず、平和裏に行われた。

同国の名目GDP(2015年)は4,766億ドルであり、アフリカ大陸において、最大規模の経済力を誇っている。人口も1億8,220万人とアフリカ大陸最大であり、アフリカにおける有望な市場である。このため本邦企業のビジネス意欲は強い。尚、国連は2040年代半ばには人口が4億人を突破し、世界第3位の人口大国になると予想している。

⁴ 本カントリーレビューの中の意見や考え方に関する部分は筆者個人としての見解を示すものであり、日本貿易保険(NEXI)としての公式見解を示すものではありません。尚、信頼できると判断した情報等に基づいて、作成されていますが、その正確性・確実性を保証するものではありません。

2. 深刻な外貨不足

魅力的な市場であるため、本邦企業の益々の進出が期待されるが、同国企業とのビジネスは必ずしも容易ではない。

同国企業とビジネスをする上で、大きな障壁になっているのは同国の外貨不足である。同国では数年に亘る油価の低迷により、外貨準備高が減少し、市場に流通する外貨が不足している。このため、外貨決済を容易にできない状況が続いている。

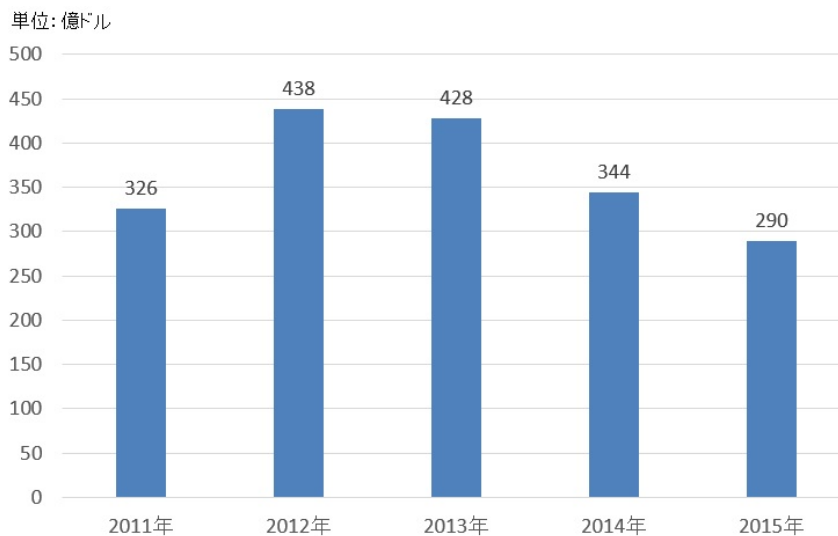
(1) 外貨準備高減少の背景

同国では原油・天然ガスは総輸出額の91%(2015年)を占めているが、2014年後半から続く油価の低迷により、外貨収入が減少し、貿易収支は悪化している。EIU(Economic Intelligence Unit)によると、2013年の貿易収支黒字は8.5%(対GDP比)であったが、2014年は3.6%(同)へと急激に縮小した。貿易収支の悪化を受けて、経常収支も3.9%(2013年、対GDP比)から、0.2%(2014年、同)にまで悪化した。

これに加え、同国通貨ナイラが更に減価することを見込んで、投機的なナイラ売りドル買いが進み、ナイラ安の圧力が強まった。同国中銀は急激なナイラ安を防止しようと、ドル売り介入を繰り返した。

かかる事情から、外貨準備高は急速に減少し、外貨準備は2012年末の438億ドルから、2014年末には344億ドルにまで減少した。

<表: 外貨準備高の推移>



出典: EIU(2016年9月)

(2) 外貨管理制度の導入と決済環境の悪化

外貨準備高の減少を受けて、同国中銀は更なるドル売り介入は不可能であると判断し、2015年2月、固定相場制と外貨管理制度を導入した。通貨ナイラは1ドル=197-199ナイラに固定され、

外貨は中銀から銀行間市場を経由して、市中銀行に供給されるようになった。

銀行間市場へのドル供給は 6 割程度に絞られることとなり、外貨準備高の回復が待たれたものの、2015 年を通して油価低迷が継続し、同国の外貨資金繰りが一段と逼迫したことから、根本的な改善には繋がらなかった(2015 年末の外貨準備高:290 億ドル)。銀行間市場でのドルの取引額は固定相場制の導入前と比べ、減少し、銀行間市場での外貨不足が深刻化することとなった。市中銀行は外貨を十分に獲得できなくなり、同国の輸入業者等、顧客に販売する外貨も減少した。

同國中銀はさらなる外貨準備高の減少を食い止めるため、一部輸入品に対する外貨決済の制限を行った。2015 年 6 月に米、セメント、織物など、計 41 品目に対する外貨割り当て禁止の通達を発した。これらの品目は国内で調達できるとの判断からである。続けて、2016 年 1 月には外貨供給の優先分野を公表し、(a)満期 L/C、(b)原材料・機械類、(c)石油製品、(d)教育費・旅費に優先的に外貨が割り当てられることとなった。

上記の政策により、外貨の取引額が減少したことから、輸入業者が代金決済のため、市中銀行から外貨を調達しようとしても、困難な事態となり、決済の遅延が生じるケースも報告されている。

また銀行間市場経由のドル供給が減ったことから、よりレートの悪い闇市場で外貨を調達する動きが出てきていることも報告されている。管理フロート制の導入(後述)までに、ナイラは 1 ドル=360~370 ナイラまで減価し、銀行間市場におけるレートとの乖離は大幅に拡大した。

3. 管理フロート制の導入(2016 年 6 月 20 日)

上記制度を導入したにも拘わらず、油価の低迷により外貨資金繰りが改善しなかったことから、2016 年 5 月末にかけて外貨準備高はさらに 263 億ドルまで減少した。このような状況下、同國中銀はこれ以上、固定相場を維持するのは不可能と判断し、管理フロート制を導入して、事態の改善を図ろうとした。新しく導入された管理フロート制では、為替レートは銀行間市場で決定され、必要に応じて、同國中銀が介入することとした。

固定相場制の廃止により、急激にナイラが減価すると予想されたため、導入日、同國中銀は大幅な下落を回避するため、総額 40 億ドル強のドル売り介入を実施した。ただ市場介入を行ったものの、銀行間市場のレートは 1 ドル=199 ナイラから 282 ナイラにまで大幅に下落した。

管理フロート制の導入によって、外貨取引額が増加して、銀行間市場のドル不足が解消し、2016 年 1 月に指定された優先分野を超えて、外貨割り当てが円滑になされることが期待された。また同國中銀によるドル売り介入が減少し、外貨準備高の増加に寄与すると考えられた。

4. 依然として厳しい決済環境

管理フロート制の導入により、輸入決済の円滑化や外貨準備高の増加が期待されたが、状況は同制度の導入前から大きく変わっていない。現状は以下の通りである。

(1)銀行間市場のドル不足は解消せず

管理フロート制へ移行した直後の 6 月 20 日~24 日の週において、銀行間市場での 1 日当たり

の取引額は4億4517万ドルであったが、7月以降、取引額は概ね1億ドルから2億ドル程度で推移していると思われる。現地報道機関 Business Day(2016年10月10日付け)によると、9月25日～30日の週の銀行間市場における1日当たりの取引額は9,300万ドルであった。その他の情報ソースも1日当たりの取引量は1億ドル程度と報告しており、銀行間市場における取引は増加していない。

(2)2015年6月中銀通達は継続

41品目に対する外貨割り当て禁止の通達(2015年6月)は引き続き、有効である。このため、当該41品目を輸入したい同国の輸入者はレートの悪い闇市場での外貨購入を余儀なくされている。Bloomberg(2016年8月29日付け)は、当該品目を輸入できなくなったことで、製造に必要な原材料が安価に調達できなくなり、工場の閉鎖や従業員の削減など、事業規模の縮小を余儀なくされている製造業者も数多く存在すると伝えている。

加えて、2016年1月に指定された優先分野も引き続き継続されていると思われる。同国の市中銀行は週に1度、外貨の割り当て表を現地新聞に掲載しているが、割当品目を観察すると、2016年10月時点においても、原材料、石油製品、教育費、L/Cといった優先分野に外貨が割り当てられている。一部報道によると、優先分野でさえも、外貨割り当てが十分になされていないと伝えられており、決済環境はかなり厳しいことが伺える。

(3)外貨準備高の減少は続く

管理フロート制の導入によって、為替レートは銀行間市場の決定に委ねることとなったものの、同国中銀は同制度の導入後もナイラの大幅な下落を回避するため、ほぼ毎日、ドル売り介入を行っているとの報道されている。これにより、同国の外貨準備高は管理フロート制を導入した日(6月20日時点)の264億ドルから239億ドル(10月27日時点)へと35億ドルも減少している。ドル売り介入によって、銀行間市場におけるレートは1ドル=305ナイラ(10月27日時点)に保たれているものの、同国中銀が為替レートの更なる下落を容認して、ドル売り介入を減らさなければ、外貨準備高はさらに減少し、ドル不足は益々、深刻化していくと考えられる。

(4)銀行間市場と闇市場における為替レートの乖離は解消せず

同国中銀がドル売り介入を実施し、銀行間市場の為替レートの安定化を図っているため、銀行間市場と闇市場における為替レートの乖離は解消されていない。銀行間市場のレートは1ドル=305ナイラ(10月27日時点)であるのに対して、闇市場のレートは1ドル=465ナイラ(10月27日時点)と、管理フロート制の導入前と同じくらいの開きが依然として残っている。

銀行間市場でドルが不足していることから、闇市場でドルを購入する動きは引き続き強く、ナイラ安圧力が弱まる気配は見られない。ドル不足が続けば、闇市場のレートが更に下落し、銀行間市場のレートとの乖離は益々、拡大していくと考えられる。

為替レートの乖離を嫌い、海外投資家が同国への投資を躊躇し、外資の流入が伸びていないと

いう悪影響が懸念される。

5. おわりに

管理フロート制の導入により、外貨準備高が増加し、決済環境も改善に向かうものと期待されたが、同制度の導入以前とほとんど変わらない状況となっている。現在のところ、銀行間市場において、外貨が依然として不足しているのに加え、当局のドル売り介入により外貨準備高は減少している。事態が根本的に改善するには、油価が再び上昇するのを待つか、同国中銀によるドル売り介入の縮小や更なるナイラ安の容認等の政策変更を期待するしかないように思われる。

(2016年11月2日記)

10月、11月の制度改正について

「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」⁶やお客様からのご要望への対応として、また、事務負担の軽減や効率化、手続きの明確化を目的として制度改正を行いましたので、主なものについてその概要を本稿でご紹介いたします。

I. 質の高いインフラパートナーシップへの対応

「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」において発表されたNEXIの機能強化への対応を以下のとおり行いました。

(1) 金利スワップ保険特約の創設(10月3日より実施)

NEXIが貸付保険を付保するプロジェクトについて、金利スワップ取引における借入人の契約不履行リスクを一定条件で填補する「金利スワップ保険特約」を創設いたしました。同特約は、従来の融資契約における元本・金利の償還不能リスクに加え、当該金利について別途アレンジされた金利スワップ取引が期限前終了となった場合のブレイクコストについても填補の対象とするものです。

具体的には、融資契約における借入人の債務不履行の発生に伴い、同スワップ取引が期限前終了となった場合において、借入人の解約清算金支払債務について被保険者である本邦銀行が保証債務の負担を行った場合について、保険金をお支払いします。

(2) 劣後ローン及び優先株に対する填補範囲の拡大(11月1日より実施)

メザン(劣後ローン、優先株)について、従来は非常危険(カントリーリスク、天災リスク等)のみのカバーとしていたところ、それらに加え、信用危険(事業破綻による投資先企業の破産リスク)についても新たに特約にて填補します。本特約のご利用対象者は、当該事業の経営に関与していない者であることが条件となります。

劣後ローンについては、海外事業資金貸付保険(資源エネルギー総合保険B特約又は劣後ローン特約)、優先株については海外投資(株式等)保険でのお引き受けとなります。

お引き受けにあたっては、非常危険とセットでの付保を条件とし、個別案件ごとに審査の上、お引き受けの可否及び諸条件を決定いたします。信用危険の程度に応じ、1～8までの案件格付が適用され、当該格付に応じた信用保険料(年払)が適用されます。

⁶ 「質の高いインフラパートナーシップ」の概要等については、e-NEXI 2015年12月号でも紹介しておりますのでご参照下さい(http://nexi.go.jp/webmagazine/mt_file/e-nexi_2015_12.pdf)。

e-NEXI 2016年4月号でもお伝えしたとおり、「ファイナンス案件の非常危険付保率引き上げ」、「海外投資保険の最長保険期間の拡大」については実施済みです。

Ⅱ. 海外投資保険の制度改善 (11月1日より実施)

お客様からいただいたご要望を踏まえ、以下の制度改善を行いました。

(1) 証券統合に係る制度の要件緩和

証券統合(同一投資における複数保険契約の一本化)の手続きにおいて、現状は最も古い保険契約を存続契約(統合先証券)としているところ、お客様が存続契約を任意で選択いただくことを可能としました。

(2) 事業撤退に係る保険契約の解約

保険の対象事業について、正式な事業撤退判断が行われた後であれば、株式譲渡や会社清算の完了前であっても、保険契約の解約を可能としました。

(3) 保険の目的のみへの担保権設定に係る手続きの簡素化

保険の目的のみに担保権が設定され、保険金請求権には担保権が設定されない場合は、被保険者(スポンサー)単体による申請及び通知とし、担保権者の記名捺印は不要としました。

(4) 送金リスク不填補料率の引き下げ

劣後ローン案件について、送金リスクを不填補とする場合の料率を、海外投資保険の同カバー料率にあわせ、引き下げました。

Ⅲ. その他(11月1日より実施)

(1) OCRシートによる保険申込等手続きの廃止

お客様の保険申込等手続きの事務負担軽減及び効率化のためOCRシート及びフロッピーディスクによる保険申込等手続きを廃止しました。これに伴い、現在、OCRシートを利用して頂いているお客様には、Web申請サービス、Excelツールを用いた電子メールによる保険申込等手続きをご案内いたします。(貿易一般保険、輸出手形保険)

(2) 保険金請求書類の明確化等

各手続細則において、保険金請求時提出書類の表を作成又は記載を変更し、保険金請求にあたりお客様よりご提出いただく書類(未決済額を確認できる書類、保険事故を確認できる書類など)をより明確化しました。特に、保険事故を確認できる書類については、事故の内容に応じ必要となる書類がわかるよう、填補事由ごとに必要書類を列挙する形としています。

以上

2016年度日独・日仏二国間協議開催報告

2016年9月26日から9月28日にかけて日独二国間協議を、2016年10月4日から10月7日にかけて日仏二国間協議を、ドイツ及びフランスで開催しました。

いずれの協議も毎年度、両国の貿易保険関係者が率直な意見交換や情報共有を行い、本国の貿易保険制度の一層の充実に役立てています。

ドイツからはドイツ経済技術省及び Euler Hermes から総勢 4 名が、フランスからはフランス財務省、Coface 及び同社の親会社である Natixis から総勢 6 名が、そして日本からは NEXI 板東理事長、小泉理事以下、営業第二部、審査部、企画室、大阪支店及びパリ事務所並びに経済産業省からのべ 12 名が出席し、活発な議論が行われました。両協議において、それぞれの国のビジネス状況、組織改編、中小企業支援、引受案件のある国々の経済状況、OECD 関連事項、及び経営課題等が議題に取り上げられました。

日独協議では、独側の 2015 年度の取り組みとして、保険カバーの対象となる外国産比率の割合の拡大要請に応える仕組みを導入し、取引詳細を調査の上で、外国産品比率を上限 80%まで取引額に含める仕組みを構築、新たな再保険協定の締結等の紹介がありました。

日仏協議では、Coface の現状として、保険利用者のうち中小企業が占める割合が増加していることについて言及されました。2016 年度 1～6 月までの保険利用者のうち、中小企業の利用者数が初めて大企業を上回ったとのこと。中小企業に特化した部署の新設などを行い、今後とも細やかなサービスの提供に努めていくとのことでした。

また、独仏とも NEXI が実施している貿易保険の周知活動として紹介した貿易保険マンガや、農産品輸出促進ポスターにも高い関心を示していました。NEXI としては特に今後を見据えた中小企業支援、制裁解除後のイランをめぐる課題やその対応等、地域を越えた共通課題について、独仏両国より聴取できたことは、大変参考になるものでした。

今後も、こうした二国間協議を通じて独仏との率直な意見交換を行うとともに、積極的な交流によって、両国との協力関係を深化させ、親密な情報共有を行ってまいります。



日独二国間協議写真



日仏二国間協議集合写真

(提供:NEXI)

以上